

KSKR

No. 174

2012
Nov.

11

奈良県自閉症協会 NEWS

きずな
The Kizuna<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

発行人:

関西障害者定期刊行物協会

編集人: 奈良県自閉症協会

支部長 & 事務局: 河村舟二

〒639-1005

大和郡山市矢田山町 84-10

購読料 1部 100円

会員は会費に含まれています。

親学と家庭教育支援条例

現在、日本自閉症協会のメーリングリスト上で、くまもとの家庭教育支援条例(仮称)案をめぐって活発な意見交換が行われています。現在パブリックコメントの募集中のようです。(11月19日締め切り)内容は、まさしく、以前大阪維新の会大阪市議員団の「我が国の伝統的子育てによって発達障害は予防、防止出来る」などとした「家庭教育条例案」のもとになった、親学推進委協会の高橋史朗の考えを色濃く取り入れたものであります。この条例案はすべての家庭を対象としており、もちろん自閉症など発達障害の子どもも対象となります。私は子育ての方法は一律に決めるべきではなく、それぞれの子どもの特性と家庭環境に応じて、個性的なものであるのが当然だと思います。

くまもとの条例案の項目と表現は教育上当たり前のことで、ことさら条例化が必要とは思われませんが、どうしても条例化し廃案にはできないならば、1. 家庭や学校において教育を行うにあたっては、まず、子ども一人一人が持つ力、個性、特性を十分に理解し、一人一人に合ったものにする。2. 現在の状況では、家庭や学校に自閉症など発達障害についての十分な知識がなく、その結果、本人の特性に合わない教育・指導が行われ、適切な対応を行った場

合と比べて問題が大きくなることが懸念される。このため、この条例を実施するにあたっては、家庭や学校に対して自閉症や発達障害に対する理解・啓発を充分に行うとともに、各地域に専門家を配置して、具体的に支援できる体制を整えること。などを加えるべきではとの意見があります。しかし、なぜ、このように条例を定めてまで「親学」を絶対視的に広め、むりやり家庭への介入をしなければならないのかが疑問です。親学の主張については以前「絆」でも扱いましたように、日本の伝統的な子育てすれば発達障害は予防でき治る。最近、発達障害の子どもが増えているのは、ダメ親が増えてるからで、条例や法律を作ってダメ親の教育力を強制的に身につけさせてやらなければならないという団体です。奈良でもこの9月に生駒市内で行われたようですが、この親学は高額な受講料をとっての独特のセミナーを全国的に開き、私的な資格を与え、「伝統的な子育て」を制度化して教育内容を牛耳ろうとしています。戦前教育の賛美や、一部の研究者の説をあたかも全世界でコンセンサスを得た自明の科学的理論であるかのように吹聴しているうさんくさい団体のように思います。皆様も一度インターネットなどで家庭教育支援法へのもくろみ・親学推進議員連盟・親学の主張や野望等の問題点を調べて

みて下さい。じわじわと「親学」がこの奈良にも浸透してきていることが理解できます。(河村)

(熊本県家庭教育支援教育基本条例(仮称)策定検討委員会条例素案)くまもと家庭教育支援条例(仮称)【案】…前文… 家庭は、教育の原点であり、全ての教育の出発点である。愛情による絆で結ばれた家族とのふれあいを通じて、基本的な生活習慣、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的な倫理観、自立心や自制心などは家庭で育まれるものである。私たちが住む熊本では、子どもは地域の宝として、それぞれの家庭はもちろんのこと、子どもを取り巻く地域社会その他県民みなで子どもの育ちを支えてきた。

しかしながら、少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会が変化している中、過保護、過干渉、放任など家庭の教育力の低下が指摘されている。また、育児不安や児童虐待などが問題となるとともに、いじめや子どもたちの自尊感の低さが課題となっている。

これまでも、教育における家庭の果たす役割と責任についての啓発など、家庭教育を支援するための様々な取組が行われてきているが、今こそ、その取組を更に進めていくことが求められている。

こうした取組により、各家庭が改

めて家庭教育に対する責任を自覚し、その役割を認識するとともに、家庭を取り巻く学校等、地域、事業者、行政その他県民みなで家庭教育を支えていくことが必要である。ここに、子どもたちの健やかな成長に喜びを実感できる熊本の実現を目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、家庭教育の重要性に対する県民の理解と関心を深め、家庭教育の支援に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに保護者、学校等、地域及び事業者の役割等を明らかにするとともに、家庭教育を支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、家庭教育を支援するための施策を総合的に推進し、もって家庭、学校等及び地域住民その他の関係者が、相互に連携及び協力して、保護者の親とし

ての学び及び成長並びに子どもが将来親になることについて学ぶことを促すとともに、子どもの生活のために必要な習慣の確立、自立心の育成及び心身の調和のとれた発達に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「家庭教育」とは、保護者（父母その他の子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）が子に対して行う教育をいう。

2 この条例において「子ども」とは、おおむね18歳以下の者をいう。

3 この条例において「学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進

に関する法律（平成18年法律第77号）第7条第1項に規定する認定子ども園をいう。

4 この条例において「地域活動団体」とは、社会教育関係団体（社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体をいう。）、自治会その他の地域的な共同活動を行う団体をいう。

（基本理念）

第3条 家庭教育の支援は、保護者が、子の教育について第一義的責任を有するものとして、家庭教育の自主性を尊重しつつ、学校等、職域、地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むことを旨として行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に規定する基本理念にのっとり、家庭教育の支援を

目的とした体制を整備するとともに、家庭教育を支援するための施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 県は、前項の規定による施策を策定し、及び実施しようとするときは、市町村、保護者、学校等、地域及び事業者その他の関係者と連携し、及び協働して取り組むものとする。

（市町村との連携）

第5条 県は、市町村が家庭教育を支援するための施策を策定し、又は実施しようとするときは、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

（保護者の役割）

第6条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものとして、子に愛情をもって接し、大切に育てていくとともに、自ら成長して

いくよう努めるものとする。

（学校等の役割）

第7条 学校等は、家庭及び地域と連携し、及び協働して、子どもに生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和の取れた発達を図るよう努めるものとする。

2 学校等は、県や市町村が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

（地域の役割）

第8条 地域住民は、互いに協力し、子育ての良好な地域環境の整備に努めるとともに、地域における歴史、伝統、文化及び行事等を通じ、子どもの健全な育成に努めるものとする。

2 地域活動団体は、基本理念にのっとり、家庭及び学校等と連携し、及び協働して、家庭教育を支援するための取組を積極的に行うよう努める

ものとする。

3 地域活動団体は、県や市町村が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第9条 事業者は、家庭教育における保護者の役割の重要性に鑑み、その雇用する従業員に係る多様な労働条件の整備その他の従業員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、県や市町村が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第10条 県は、家庭教育を支援するための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（年次報告）

第11条 県は、毎年度、家庭教育を支援するための施策を取りまとめ、議会に報告するとともに、公表するものとする。

第2章 家庭教育を支援するための施策

（親の学び及び成長を支援する学習機会の提供）

第12条 県は、保護者の親としての学び及び成長を支援する学習の方法の開発及び普及を図るものとする。

2 県は、親としての学び及び成長を支援する講座の開設その他の県民の学習の機会の提供を図るものとする。

（親になるための理解学習の推進）

第13条 県は、親になるための学び（子どもが、家庭の役割、子育ての意義その他将来親になることについて学ぶことをいう。次項において同じ。）を支援する学習の方法の開

発及び普及を図るものとする。

2 県は、学校等が、子どもの発達段階に応じた親になるための学びの機会を提供することを支援するものとする。

（人材養成）

第14条 県は、家庭教育の支援に係る人材の養成及び資質の向上並びに家庭教育の支援に係る人材相互間の連携の推進を図るものとする。

（家庭、学校等・地域の連携した活動の促進）

第15条 県は、家庭、学校等及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力による活動の促進を図るものとする。

（相談体制の整備・充実）

第16条 県は、家庭教育及び子育てに関する相談に対応するため、相談体制の整備及び充実、相談窓口の周知その他の必要な施策を実施するものとする。

（広報及び啓発）

第17条 県は、科学的知見に基づく家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

2 県は、教育における家庭の果たす役割及び責任について、県民の理解を深め、意識を高めるため、必要な啓発を行うものとする。

3 県は、家庭教育の支援に関する社会的気運を醸成するため、家庭教育の支援に積極的に取り組む団体の登録制度の実施、家庭教育の支援に関する有用な事例の紹介その他の必要な施策を実施するものとする。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

☆川崎医療福祉大学エクステンションセンター TEACCH 部主催 自閉症支援現任者トレーニングセミナー

オープンレクチャー開催の案内…以下の通り、自閉症児者の支援者を対象とした少人数制・4日間集中型のトレーニングセミナーの初日基礎講座と講演会を併せたオープンレクチャーを開催しますのでご案内いたします。平成25年3月7日（木）10:00～12:30 佐々木正美特任教授講演会 14:00～17:10 トレセミ基礎講座（公開講座）【基礎講座内容】TEACCH70 ログラム概論、自閉症の特性と学習スタイル、評価と自立課題、構造化された教育【講師】本学教員：佐々木正美、寺尾孝士、諏訪利明、重松孝治 他トレセミ講師より1名 場所＝川崎医療福祉大学（倉敷市松島288）◆詳細は大学ホームページをご覧ください。
<http://www.kawasaki-m.ac.jp/mw/teacch/index.php> ⇒ホームページからお申し込みできます。川崎医療福祉大学 TEACCH 部（事務局担当＝

下田）

お問い合わせメール k-teacch@mw.kawasaki-m.ac.jp



このテンプル・グランディンの伝記映画は2010年2月全米で放送されました。そして、第62回エミー賞テレビ部門最優秀作品賞など合計7部門で賞を得ました。特に主演のクレア・ディンズはテンプル・グランディン本人も絶賛したといわれる名演技で、エミー賞とゴールデングローブ賞主演女優賞を獲得しています。今回10月29日cs放送のLalaテレビで日本語字幕版として放送されました。

(再放送11月18日)

テンプル・グランディンは1947年生まれの65歳で高機能自閉症の当事者として、現在コロラド州立大学の動物科学の教授をしておられます。この映画では自閉症の人の感覚過敏やコミュニケーションの障害、さらには、周りの人の無理解による彼らに対するいじめの存在や教育の上での配慮の大切さなどの問題につ

いても描かれています。なかでも高校生時代の科学のハーロック先生に認められることで、新しいドアを開くことができ、将来、彼女が動物行動学という自分の得意分野を見つけるいきさつと、幾多の困難を乗り越えていく姿が感動的です。

テンプルさんの幼少時代から学齢

映画 Temple Grandin (テンプル・グランディン) を観て

期の1950～1970年代は、現在のように自閉症は先天的な脳の機能障害であることが正しく知られておらず、親の育て方が悪いから自閉症になるといった間違った認識であり、まだまだ自閉症に対して医学的にも社会的な理解も進んでいない時代でした。テンプルさんはアメリカの70年代に始まるI E P (個別指導

計画)の恩恵も受けることなく大学を卒業します。この映画では当時の自閉症の診断やとらえ方の歴史が描かれていてとても興味深いです。すなわち、テンプルさん4歳の1951年、ボストンで自閉症との診断を受けるシーンがあります。お母さんが医師から「友達とあそぶことがあるか?」「おもちゃや人形であそぶか?」「発語は?」など聞かれますがいずれも「ノー」であり、「ものを破くのが好き」と答えると医師は、「彼女は自閉症であり言葉も一生無いだろう。

自閉症は母親との結びつきの欠如が原因で起こると考えられる。子どもが愛情を求めている時に母親が冷たくスキンシップが足りなかったからだ」と説明します。それに対して、テンプルさんのお母さんは「自分達にはもう1人子どもがおり、同様に接している妹は普通の子と変わ

りらず、テンプルのようなではない。妹と違う育て方は一切していない」と、言い切ります。治療法を訊ねる母に、医師は「自閉症の治療法はない」こと、かわりにテンプルを専門の施設に入れる事を勧めます。映画はテンプルさんが全寮制の高校を卒業して、大学に入る前の夏休みを過ごすために、伯母の農場を訪れるところから始まりますが、それ以前の出来事は回想シーンとして所々映画の中に出て来る形でストーリーが展開していきます。テンプルさんが見たページを一瞬で画像として記憶してしまうフランス語のクラスのシーンやコンビニの自動ドアが彼女にとっては恐怖であること。締め付け器を考案して自らパニックを治めるシーンなどがとても興味深く描かれています。さらに、テンプルさん自身もご家族も自閉症の特性を周りの人々に理解し、受け入れてもらうた

めに苦労します。中には、偏見や無理解から虐めたりつらく当たる人もいます。しかし、テンプルさんを理解しようと努力し助けてくれる人もいて、テンプルさんが徐々に周りの人間と関わる方法を身につけていきます。そして最後に1981年の米国自閉症全国大会で自閉症の障害特性を当事者本人として語ることになります。そして正しい自閉症理解の為の語り部として活動を始めることになったいきさつが感動的に描かれています。実は最後のシーンがこの映画のストーリーの冒頭になっています。

(河村)



障 福 第437号

平成24年11月 2日

奈良県自閉症協会

理事長 河村 舟二 様

奈良県障害者アート創出事業

実行委員会委員長

(奈良県健康福祉部長)

平成24年度奈良県障害者ス

ポーツ・アート創出事業

「プライベート美術館」作品募集に
ついて

標記事業につきましては、以前より
お知らせしているところですが、こ
の度「プライベート美術館」を開催
するにあたって、別紙のとおり作品
募集に関するチラシを作成致しまし
たので、送付致します。

本事業につきましては、チラシの郵
送・メール送信、県障害福祉課ホー
ムページへの掲載等、周知に努めて
おりますが、貴団体におかれまして
も、会員の方々等への周知を図って
いただきますようお願い申し上げま

す。

募集〆切までの期間が迫っていると
ころ、誠に恐れ入りますが、事業の
周知にご協力をいただきますようお願い
いたします。

《プライベート美術館の概要》

内容：奈良県内の障害のある人の作
品を、近鉄奈良駅周辺の店舗や町屋
で展示します。アートを日常のなか
で楽しむプロジェクトです。

日時：平成25年2月7日～17日
(店舗のオーナーやスタッフとの
マッチングができた作品について
は、上記奈良県障害者芸術祭 HAPPY
SPOT NARA 2012-2013の会期中に各
店舗にて展示されるとともに、マッ
プに情報掲載させていただきます。)

場所：近鉄奈良駅の周辺の店舗や町
屋

募集対象：奈良県内の障害のある人

募集〆切：平成24年11月30日

(金)

申 込 先：HAPPY SPOT NARA 事務

局 担当：岡部・阿部

〒630-8044 奈良市六条西3-

25-4 財団法人たんぽぽの家の内

TEL：0742-43-7055 FAX：

0742-49-5501 MAIL：

tanpopo@popo.or.jp

申込方法：別添応募フォームにご記
入のうえ、額装された作品とともに、
下記の応募先まで送料発払いでお送
りいただくか、直接たんぽぽの家に
お持ち込み下さい。(詳しくは別添
チラシをご覧ください。)

<本通知に関する問い合わせ先>

〒630-8501 奈良市登大路町30番

地

奈良県健康福祉部 障害福祉課 担

当：三好

TEL 0742-27-8517

FAX 0742-22-1814

e-mail ayaka-miyoshi@office.

pref.nara.lg.jp

奈良県障害者芸術祭 HAPPY SPOT NARA 2012-2013

プ ラ イ ベ ー ト 美 術 館 作 品 募 集



2011年度 プライベート美術館 出展作品
1. 山崎康史「果実」 2. 松山 豊「無題」 3. 若林大介「夕日を浴びるつみむら」 4. 小林弘典「I want go back our home」 5. 荒井 隆「きりんさんいっしょ」

あなたのアートが まちを彩る

プライベート美術館は、アートを日常生活のなかで楽しむプ
ロジェクトです。奈良県内の障害のある人の作品を、近鉄奈
良駅周辺の店舗や町家で展示します。作品を選ぶのはお店の
オーナーやスタッフ。自分の目で見て感じたままに作品を選
び、展示をし、そこから生まれる物語を訪れる人とともに紡
いでいきます。みなさまのご応募をお待ちしております。

対 象：奈良県内の障害のある人

応募方法：ウラ面をご覧ください

応募締切：2012年11月30日(金)

主 催：奈良県

実施主体：奈良県障害者アート創出事業実行委員会



2011年度 プライベート美術館 展示風景 (2012年1月-2月実施)
協力店舗のスタッフのみなさんとともに。

募集内容

【対象】 奈良県内の障害のある人

【作品について】

- ・額装された、または展示可能な平面作品（技法は自由）に限ります。立体作品は受付できません。
- ・作品サイズは、一辺 1m 以内（額を含んだサイズ）としますが、ご相談に応じます。
- ・作品数に限りはありません。
- ・数回にわたり作品運搬をいたしますので、保護のため額箱などに入れてご応募ください。

【応募方法】

- ・締切日までに、以下のフォームに御記入の上、作品とともに下記の応募先まで送料発払いでお送りいただくか、直接お持ち込みください。
- お持ち込みの場合は、火曜日～土曜日の 10:00～19:00 の受付となります。

【お見合い展示】

- ・応募された作品は、12月上旬に「お見合い展示」に出展されます。近鉄奈良駅周辺店の約 50 店舗のオーナーやスタッフが集まり、自分のお店に展示したい作品を選びます（マッチング）。
- ・マッチングできた作品は、2013 年 2 月 7 日～17 日までの間、奈良県障害者芸術祭 HAPPY SPOT NARA2012-2013 と同時開催で、近鉄奈良駅周辺の各店舗で展示されるとともに、マップに情報掲載をさせていただきます。
- ・残念ながらマッチングできなかった作品は返却させていただきますので、あらかじめご了承ください。

【応募締切】 2012 年 11 月 30 日（金）

【応募先／お問合せ先】 HAPPY SPOT NARA 事務局（岡部・阿部）
〒630-8044 奈良市六条西 3-25-4 財団法人たんぽぽの家
Tel 0742-43-7055 Fax 0742-49-5501



「額装はどうしたらいいの？」
「こんな画材やテーマでも大丈夫？」
「梱包の仕方がわからない！」 etc...
ご不明な点がございましたら、
事務局までお気軽にご相談ください。

プライベート美術館 2012-2013 応募フォーム

ふりがな 氏名 _____	
所属団体（個人の方は記入不要）	担当者（個人の方は記入不要）
連絡先（所属先・ご自宅） 〒 _____	
Tel _____	E-mail _____
性別 男性 / 女性	年齢 _____ 歳
作品タイトル	画材（例：水彩・画用紙）
作品のコメントをお願いします（ご自由にお書きください）	

奈良県障害者芸術祭 HAPPY SPOT NARA 2012-2013

ばん びんぐ幡 プロジェクト in 東大寺 作品募集!

みなさんが描いた絵をデザイン布地に仕立て上げ、それを使っておおきな「幡」をつくります。

奈良県障害者芸術祭にあわせて、カラフルな幡を東大寺に展示します。

ぜひこのプロジェクトにご参加ください。

ばん
「幡」とは

寺院等の重要な法要のときに高く掲げて目印や装飾として使われる「旗」で、東大寺では大仏殿前の芝生に立てられます。人々の平和を祈ったり、魔除けの意味があるといわれています。

募集内容 「花鳥風月」をテーマにした「幡」制作のための作品を募集します。

応募資格 県内の障害のある方。個人、グループは問いません。お一人、グループで何点でも出展できますが、すべて採用させていただきますとは限りませんのでご了承ください。

応募料 無料 ただし作品送料はご負担ください。

応募締切 2012年12月7日(金)必着

応募方法 詳細は裏面をご覧ください。

実施主体 奈良県障害者アート創出事業実行委員会

HAPPY
SPOT
NARA

ビッグ幡 プロジェクト 作品募集! in東大寺

応募フォームに必要事項を記入の上、作品を下記の応募先まで送付してください。作品が複数になる場合は一つの梱包にまとめてください。作品送料はご負担ください。お送りいただいた作品は返却しません。

募集テーマ 花鳥風月

形態 平面作品に限りです。

サイズ 380×540mm(4ツ切りサイズ)までの紙に描いてください。

画材・紙 自由です。

審査方法／発表

1. 応募作品は奈良県障害者芸術祭運営委員が審査をします。
2. 審査を通った作品は、幡の一部として、他の応募作品と組み合わせて**デザイン使用**されます。
3. 2013年2月7日～17日までの期間、奈良県障害者芸術祭 HAPPY SPOT NARA 開催期間にあわせて東大寺境内に展示されます。

審査の基準

特定の政治的メッセージを含むもの

過剰に性的・暴力的表現がみられるもの

その他東大寺に掲示するのに相応しくないものは採用を見送る場合があります。

注意事項：ご応募いただく前に必ずお読みください

▲東大寺に展示する「幡」は、デザイナーがデザインをします。プリント技法の都合やデザインの方針により、**お送りいただいた作品の色や形が変わることがあります**ので、あらかじめご了承ください。

例1：カラーで描いた作品も単色になる場合があります。

例2：細かい色の濃淡や線のかすれが省略される場合があります。

例3：作品のシルエットのみ使用する場合があります。

▲展示される東大寺大仏殿への入場は**有料**になります。

応募先／お問合せ先

〒630-8044 奈良市六条西 3-25-4 たんぼほの家 ビッグ幡担当宛

Tel 0742-43-7055 Fax 0742-49-5501

E-mail happyspot@popo.or.jp

花鳥風月とは

日本の自然の中にある、美しいものを象徴的に表現した言葉です。
あなたが描きたいと思った自然を自由に描いてください。

ボランティア大募集！

奈良県障害者芸術祭にむけて、いっしょにプロジェクトをすすめていくボランティアを随時募集しています。興味のある方は事務局までお問い合わせください。

応募フォーム

よみ 氏名 _____		作品タイトル	
所属団体（個人の方は記入不要）		画材（例：『水彩・紙』）	
連絡先 〒		どのような障害がありますか？	
Tel または E-mail		作品にこめた思いをひとことお願いします。	
性別 男性 / 女性	年齢 _____ 歳		

※いただいた個人情報は、本プロジェクトの実施目的以外には使用いたしません

みつけたよ！

2012 年度学校説明会

すてきな高校

行きたい学校

一人ひとりの個性が尊重される時代、奈良県にはさまざまな特徴をもった高校がいくつもあります。3年間の高校生活をより有意義なものにするためにも、自分に合った高校を選ぶことはとても重要です。学校の名前や学科の名前、コース名だけで勝手に判断してしまうのではなく、それぞれの学校の特徴や教育への思いなどをしっかりと知ってください。

本年から、個別相談を望まれる方のために個別相談ブースを設けました。各校の説明のあと、説明をされた先生に、時間の許す範囲で少しお残りいただいて相談にに応じていただく予定をしております。

現在中3のお子達をお持ちの保護者の方だけでなく、中2、中1、あるいは小学生のお子達の保護者の方や支援者の方々にも、広くこれらの学校を知っていただき、これからの学校選びの一助にいただければと思います。

日 時：2012年11月25日（日）

午前12時30分からパンフレットなど展示

午後 1時から説明会（各校約30分の予定）

質問も含め午後4時頃終了予定

場 所：川西文化会館（地図参照）

奈良県磯城郡川西町結崎32番地の1 TEL0745-44-2214

参加予定校：

1. 奈良県立大和中央高等学校
2. 奈良県立榛生昇陽高等学校
3. 奈良県立御所実業高等学校
4. 奈良県立十津川高等学校

※説明校の順番は、変わることがあります。

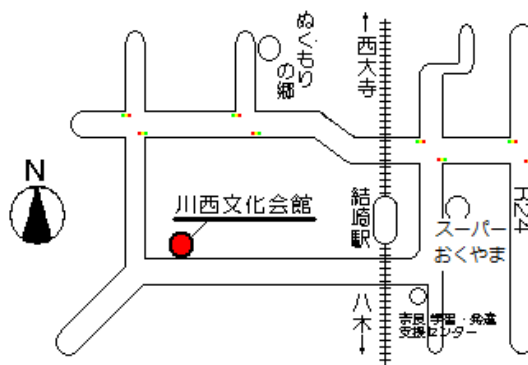
費 用：無料

申し込み：資料は先着70名分を用意
しております

TEL 0745-43-0257（松村）

問い合わせ：

TEL 0745-44-1717（前川）



共催：奈良 学習・発達支援センター / 川西町LD研究会

後援：川西町教育委員会 / 三宅町教育委員会 / 田原本町教育委員会 / 天理市教育委員会 /
大和郡山市教育委員会 / 川西町社会福祉協議会 / 奈良県発達障害支援センターでいあ〜



奈良県 新しい公共支援事業
中間支援組織新設・強化のための研修 (第5弾)

障害者施策のこれから と 地域ネットワーク

講演

佐藤久夫氏

日本社会事業大学教授
日本障害者協議会 理事・政策副委員長
内閣府 障害者政策委員会委員

「障害者施策の今後と地域に根ざしたネットワークづくり」

パネルディスカッション

パネラー 奈良県手をつなぐ育成会：竹原金子氏
奈良県精神障害者家族会連合会：奥田和男氏
奈良県知的障害者施設協会：田ノ岡敏雄氏
奈良県に差別禁止条例の制定をめざす会：米本佳由氏

コーディネーター：大西康博氏（元県社協事務局長、現県育成会理事）
アドバイザー：佐藤久夫氏（内閣府 障害者政策委員会委員）

参加
無料

主催：奈良県

共催：NPO法人 奈良県社会就労事業振興センター
中間支援NPO連絡会議

協力：奈良障害フォーラム（NDF）準備会

問合せ・申込先

〒630-8501奈良市登大路町30番地
奈良県くらし創造部協働推進課 ボランティア・NPO係
TEL：0742-22-1101（内線3317）
FAX：0742-27-6139
e-mail：kyoudou@nvn.pref.nara.jp

2012年

12月9日（日）

13:00 ▶ 16:45

OPEN 12:30

奈良県社会福祉総合センター
5F 研修室B・C

「きずな」の助っ人現る！

今、お読みいただいているこの奈良県自閉症協会の「きずな」。毎月、どのように作られ、皆様のお手元に届いているか、ご存知でしょうか？

記事の内容も編集も印刷も、河村理事長をはじめ、会員の皆様の手作りでお届けしております。

手作り…というと、何だかのんびり穏やかな作業のように響きますが、これが結構、時間も根気も、体力も少々必要なのです。

河村理事長や会員・役員の皆様方から寄せられた貴重な記事データは、央戸編集長が見事に新聞の体裁に編集&校正して下さいます。それを理事長が超特急で印刷、大和郡山のスキップ教室へ搬入して下さいます。

昨年までは、封入作業を事業所の

「ホットハート」さんをお願いしておりましたが、今年より、会員有志のボランティアを頼りに、冊子を組み、封入し、たいていは2、3日ばかりでようやく郵便局に配達依頼をしております。ふう！

ホットハートさん、ほんとに大変な作業、長年お世話になりました。まさしく猫の手も借りたい「きずな」の発送作業に、とても元気な素晴らしい助っ人が現れました！

本年度9月より、県立西和養護学校の高等部様のご協力を得て、流通の授業の作業の中で、この発送作業をお手伝いしていただけることになりました！

本当にありがたいことです！

先日、西和養護学校に伺い、流通の授業を取材させていただきました。先生方は、作業をお引き受けくださるにあたって、作業のクオリティが均一になるように、とても分かりや

すい視覚支援マニュアルを準備していただき、作業の構造化を工夫してくださっています。

9月は高等部3年生の黄色グループさんが作業に取り組んでくださりました。10月は高等部2年の黄グループさんも加わって、約530部の会員外向けの封入作業をすべて仕上げて下さいました。しかも、とてもきれいで丁寧に。

生徒の皆さんに「作業はしんどくありませんか？」とインタビューしたところ、「だいじょうぶ！」と、いっぱい笑顔を返して下さいました。担当の先生方からも「作業の手順や、完成の形がわかりやすく、取り組みやすい課題です。」と言っていたので、ありがたさが倍増です。

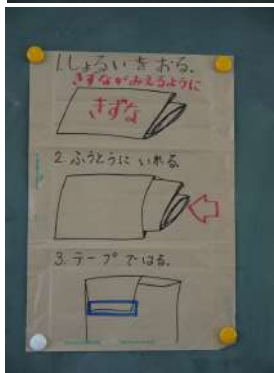
ほんとに、元気で頼もしい西和養護学校高等部の皆様、「きずな」が繋いでくれた若い仲間へ感謝です。

※お願い～毎月の会員向けの発送作業は、従来通り、泉原事務所で有志ボランティアでせっせと作業しております。また、学校がお休み入る月や行事が重なる月は、どうしても従来通り、私たち会員での発送作業が必要となります。（12月・3月・7月など）どうか皆様、作業のご協力よろしくお願い申し上げます。

（成人部・湯浅美奈子）



先生が作ってくださった作業手順書



②作業の様子～とても集中しています。



「全部できたよ！」「ありがと～！郵便局に持っていくね！」

発行人：関西障害者定期刊行物協会

住所：〒543-0015

大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F

編集人：河村 舟二

定価：100円